

る。

B 工場・事業場対策

流域下水道へ接続する事業場に対して、水質の監視・指導を徹底していく。

(ウ) 共通施策

「(2) 河川の水質汚濁対策に係る共通施策」参照。

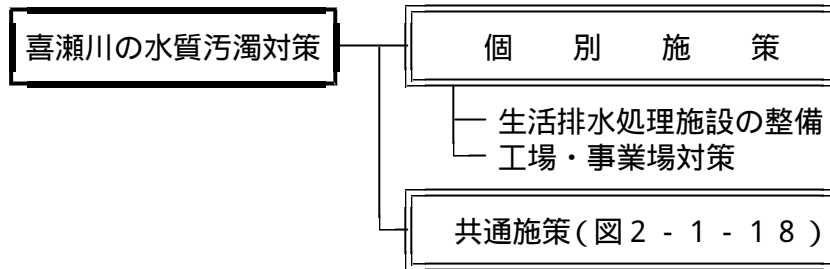


図2-1-15 喜瀬川のBODに係る水質汚濁対策の体系

(1) - 3 別府川の水質汚濁対策

ア 当該課題に係る状況

別府川は、加古川の支流曇川から分派し、加古川市の中央部を縦断して播磨海域へ注ぐ延長約9kmの都市河川である。

別府川のBODの推移については、図2-1-16のとおりであり、近年、下水道整備の推進などにより水質は改善されてきたものの、環境基準は達成していない。

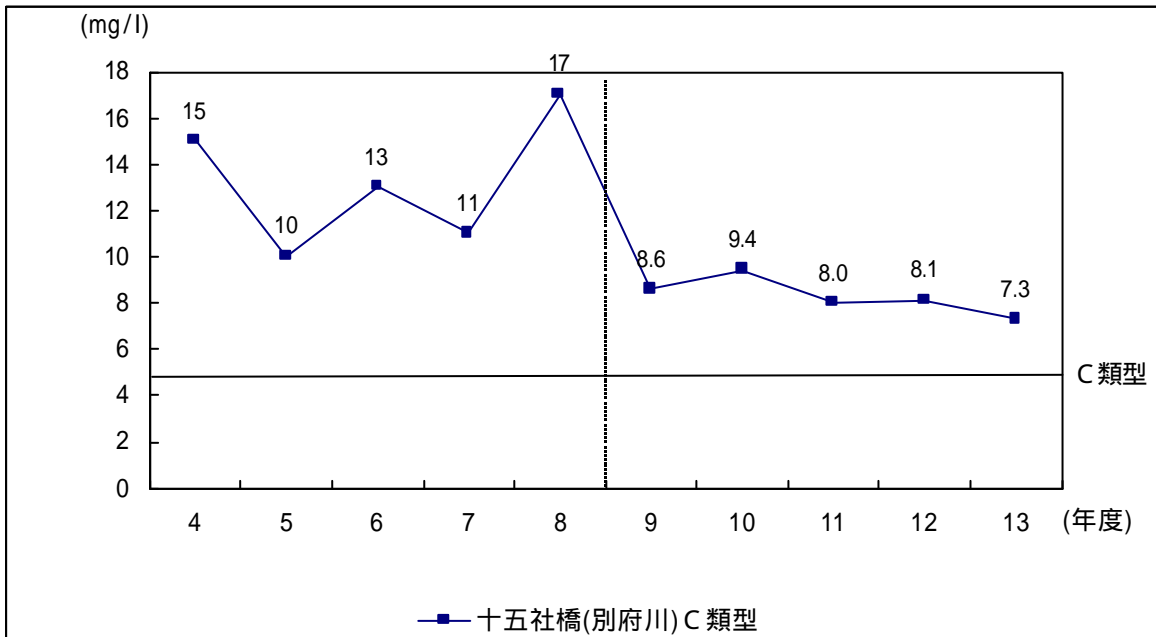


図2-1-16 別府川の水質(BOD)の経年変化

イ 当該課題に係る要因分析

別府川流域において発生するBODに係る汚濁負荷量を発生源別にみると、生活系89%、産業系3%、畜産系1%、自然系7%であり、生活系が最も大きな割合を占めている。

ウ 過去の施策の実施状況及び評価

(7) 過去の施策の実施状況

A 生活排水対策

本流域において、県では、加古川下流域下水道の整備を推進してきている。

平成13年度末現在の処理人口は、行政人口526百人に対し317百人であり、処理率は60%となっている。

B 工場・事業場排水対策

工場・事業場からの排水については、水質汚濁防止法及び同法第3条第3項の上乗せ条例に基づく濃度規制を行うとともに、瀬戸内海の水質保全を図るため、CODに係る水質総量規制により汚濁負荷量の削減を行ってきた。

C しゅんせつ事業

別府川では、有機物質を多く含んだ汚泥の堆積による水質汚濁と悪臭を防止するため、表2-1-18のとおり河川のしゅんせつを実施してきた。

表2-1-18 河川のしゅんせつ状況

事業主体	水系名	河川名	期間	しゅんせつ土量(千m ³)
県	加古川	別府川	平成9年度～13年度	4.0

(注) 1 平成14年3月31日現在
2 県県土整備部調べ

(1) 過去の施策の評価分析

本流域における下水道の処理人口の割合は、平成8年度は42%であったが、平成13年度は60%となっており、下水道整備の進展に伴い、水質は改善されている。

エ 今後講ずる施策及び達成目標

(7) 達成目標

別府川の環境基準点である十五社橋において、環境基準の達成を図る。

(1) 個別施策

A 生活排水処理施設の整備

引き続き流域下水道の整備を進めることにより、下水道処理人口は平成13

年度の317百人から平成18年度には400百人、処理率は76%になる見込みである。

B 工場・事業場対策

流域下水道へ接続する事業場に対して、水質の監視・指導を徹底していく。

(ウ) 共通施策

「(2) 河川の水質汚濁対策に係る共通施策」参照。

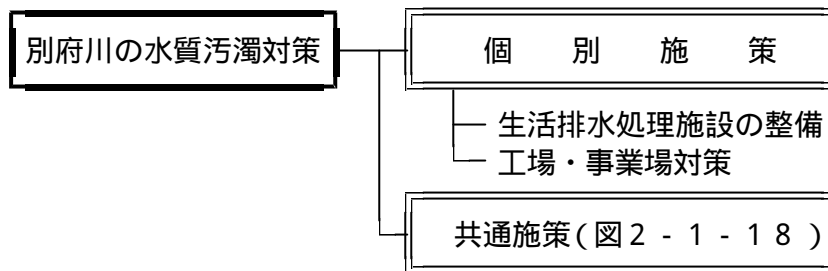


図2-1-17 別府川のBODに係る水質汚濁対策の体系

(2) 河川の水質汚濁対策に係る共通施策

ア 生活排水対策の推進

近年は、生活水準の向上等に伴い、生活排水に係る汚濁対策が重要な課題になっている。そのため、県では、2004年(平成16年)までに県下の生活排水の処理率を99%まで高めることを目標に「生活排水99%大作戦」を展開し、各市町で策定された「生活排水処理計画」に基づき、下水道をはじめ農業集落排水施設、コミュニティ・プラント及び合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備を計画的に推進した。その結果、当地域における生活排水処理率は、平成9年度末の91.8%から平成12年度末には95.2%に向上した。

また、富栄養化対策として、下水道整備、し尿処理等における高度処理施設の導入、洗剤の適正使用に関する啓発などの対策を推進してきた。

今後も、生活排水処理施設の整備を計画的に推進するとともに、県民負担の軽減や市町への財政的、技術的支援を積極的に実施する。

イ ひょうごの森・川・海再生プランの推進

自然再生や健全な水循環の構築の観点から、森林、河川、沿岸域等の各分野における環境再生について、森～川～海の水系で一貫した施策の推進を図るため、「ひょうごの森・川・海再生プラン」を平成14年5月に策定した。今後、このプランに基づき、流域に暮らす人々の参画と協働のもと、モニタリング等を行いながら、流域ぐるみでの特色ある取り組みを進めていく。